

別紙

事後審査型条件付き一般競争入札の実施について(赤穂市)

1 事後審査型条件付き一般競争入札対象工事等

事後審査型条件付き一般競争入札（以下「事後審査型」という。）の実施対象とする工事等は、赤穂市電子入札システム条件付き一般競争入札実施要綱（平成26年赤穂市訓令甲第46号、以下「実施要綱」という。）第3条第1項各号に規定する対象工事等のうち、工事又は業務内容や設定した入札参加資格から事後審査型を採用することが適当と認められる工事等とする。

2 参加資格要件

事後審査型入札に参加する者の必要な資格要件は、実施要綱第4条の規定による。

3 入札参加申込

事後審査型に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書（実施要綱様式第3号）を兵庫県電子入札共同運営システムにより、募集情報に定められた期限までに提出しなければならない。

4 落札決定の保留

- (1) 開札時において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者のうち、低い価格で入札した順に落札候補者となる順位を決定し、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。
- (2) 落札候補者となる順位の決定の際、同額の入札が2以上あるときは、くじにより落札候補者となる順位を決定するものとする。

5 入札参加資格の審査

- (1) 市長は、当該入札公告に記載の入札参加資格要件に基づき、第1位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合には、その者のした入札を無効とし、次順位の落札候補者について審査を行う。この場合において、「第1位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み換えるものとし、落札候補者の順位により順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。
- (2) 入札参加資格の審査は、申請書、入札書、工事費内訳明細書及び配置技術者に関する資料により行うものとする。ただし、必要に応じて別途資料を求めることができるものとする。

6 落札者の決定等

市長は、審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格があると認めたときは、その者を落札者と決定する。

また、市長は、審査により入札が無効となった者に対して、入札参加資格がないと認め

た旨を理由を付して通知する。

7 入札結果の公表

入札の結果については、入札参加資格の有無にかかわらず、全ての入札者について公表する。

8 委任

この公告に定めがない事項については、実施要綱のほか赤穂市財務規則（昭和39年赤穂市規則第6号）、赤穂市契約規程（昭和39年赤穂市訓令甲第3号）及び関係法令その他別に定めるところによる。